

契約締結前交付書面

(店頭外国為替証拠金取引説明書／
約款／取引規定・取引要綱)

平成 25 年 1 月



第一種金融商品取引業
関東財務局長（金商）第 278 号
一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1504）

目 次

店頭外国為替証拠金取引説明書

はじめにお読みください	3
店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	3
カウンターパーティー一覧	3・4・5
店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて	6・7・8
①取引の方法	
②取引証拠金	
③決済に伴う金銭の授受	
④益金に係る税金	
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	8・9
店頭外国為替証拠金取引の禁止行為	10・11
当社の概要	12
1. 当社の概要	
2. 当社への連絡方法	
指定紛争解決機関の連絡先	12
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	13・14・15

約款／取引規定・取引要綱 [店頭外国為替証拠金取引]

目次	16
店頭外国為替証拠金取引約款	17－26
FXダイレクトプラス取引規定	27・28
FXダイレクトプラス取引要綱	29－35
取引要綱	
定義と執行方法	
取引通貨ペア一覧	
外国為替取引のリスク	36・37・38
お客様の個人情報のお取り扱いについて	38・39

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 1 号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、お客さまの資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任において行うことが肝要です。

■ 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広がることや、意図した取引ができない可能性があります。取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

取引手数料は無料です。詳しくは、別途規定する各商品の取引要綱をご参照ください。

お客さまが注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

■ カウンターパーティー一覧

当社は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー

取引を次の業者と行っています。

- 株式会社みずほコーポレート銀行（銀行業）
Mizuho Corporate Bank, Ltd.
- 株式会社三井住友銀行（銀行業）
Sumitomo Mitsui Banking Corporation
- 株式会社三菱東京UFJ銀行（銀行業）
The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
- ノムラ・インターナショナルPLC（銀行業：U.K.FSA [英国金融庁]）
Nomura International PLC
- Australia and New Zealand Banking Group Limited
（銀行業：Australian Prudential Regulation Authority
[APRA オーストラリア健全性規制庁]）
- バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ
（銀行業：OCC [米国通貨監督庁] / FRB [連邦準備制度理事会]）
Bank of America, N.A.
- バークレイズ銀行（銀行業：U.K.FSA [英国金融庁]）
Barclays Bank Plc
- ビー・エヌ・ピー パリバ（金融業：AMF [フランス金融市場庁]）
BNP PARIBAS
- シティバンク、エヌ・エイ
（銀行業：OCC [米国通貨監督庁] / U.K.FSA [英国金融庁]）
CITIBANK, N.A.
- COMMERZBANK AG（銀行業：BAFIN [ドイツ連邦金融監督庁]）
- ドイツ銀行（銀行業：BAFIN [ドイツ連邦金融監督庁]）
Deutsche Bank AG
- 香港上海銀行（HSBC）（銀行業：HKMA [香港金融管理局]）
The Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited
- JP モルガン・チェース銀行

(銀行業：OCC[米国通貨監督庁]/FRB[連邦準備制度理事会])

JPMorgan Chase Bank, N.A.

○ ロイヤル・バンク・オブ・カナダ (銀行業：U.K. FSA [英国金融庁])

Royal Bank of Canada

○ ロイヤルバンク・オブ・スコットランド PLC (銀行業：U.K. FSA [英国金融庁])

The Royal Bank of Scotland plc

○ ソシエテジェネラル銀行 (銀行業：AMF [フランス金融市場庁])

SOCIETE GENERALE

○ ステート・ストリート銀行

(銀行業：Federal Reserve Bank of Boston [ボストン連邦準備銀行])

State Street Bank and Trust Company

○ UBS 銀行 (銀行業：SFBC[スイス連邦銀行委員会])

UBS AG

○ ゴールドマン・サックス証券株式会社 (金融商品取引業)

Goldman Sachs Japan Co., Ltd.

○ モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー
(金融商品取引業：U.K. FSA [英国金融庁])

Morgan Stanley & Co. International plc

お客さまから預託を受けた証拠金は、金融商品取引業等に関する内閣府令に則り、その金額を株式会社三井住友銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。

■ 店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

1. 取引の方法

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。なお、ここでは各商品の共通項目について説明しておりますので、詳細は各商品の取引要綱をご参照ください。また、店頭外国為替証拠金取引等に関わる行為は、各商品の口座で行われるためご注意ください。

- a. 取引の対象は、各商品の取引要綱をご参照ください。
- b. 取引単位は、各商品の取引要綱をご参照ください。
- c. 取引提示価格の最小単位は、各商品の取引要綱をご参照ください。
- d. 当社が各通貨ペアごとにオファー価格とビッド価格を同時に提示し、お客さまはオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社は通常、提携カバー先から配信された取引提示価格を参考にして、当社基準にて決定されたオファー価格とビッド価格を取引価格として提示します。オファー価格とビッド価格にはスプレッド差があり、オファー価格はビッド価格よりも高くなっています。ただし、当社提携カバー先にて取引提示価格が提示されない場合など、マーケットの状況によっては、上記の価格決定方法によらず、当社裁量によりオファーとビッドの価格を提示する場合があります。
- e. 建玉の「最終決済」は、各商品の取引要綱をご参照ください。
- f. 最終決済が行われない場合、当社裁量により毎営業日自動的にロールオーバーされ、「決済日 (Value Date)」が更新されます。
- g. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客さまが受け取る場合の方が、お客さまが支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。
- h. お客さまの証拠金維持率が当社所定の水準を割り込んだ場合、お客さまの建玉を強制的に決済します。（これを「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「2. 取引証拠金」の「(6) 強制ロスカットの取扱い」をご参照下さい。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- i. 「決済日 (Value Date)」は、原則として銀行間取引市場のルールに従い、当該取引を行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

2. 取引証拠金

(1) 取引証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、(2)の必要証拠金以上の額を、事前に各商品の口座に差し入れて下さい。

(2) 必要証拠金の額

必要証拠金額は各商品の取引要綱をご参照ください。

(3) 維持証拠金の額

維持証拠金額は各商品の取引要綱をご参照ください。なお、各通貨ペアにおける売りの建玉の合計と買いの建玉の合計とを比較し、建玉の合計の多い方に対して証拠金が必要となります。

(4) 現金の出金、口座間振替

口座清算価値のうち、各通貨の現金部分は、口座清算価値が必要証拠金の額を下回らない範囲で口座間振替、または出金することができます。

(5) 評価損益

お客さまの建玉は当社の評価レートによって値洗いされ、その損益は評価損益としてお客さまの口座清算価値に反映されます。

(6) 有価証券等による充当

当社では、有価証券等による取引証拠金の充当は行っておりません。

(7) 強制ロスカットの取扱い

証拠金維持率が100%を割り込んだ場合は、お客さまの損失の拡大を防ぐため、当社の裁量により、お客さまの計算において建玉の全てを最終決済します。

(8) 取引証拠金を所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

当社が請求した取引証拠金をお客さまが所定の日時まで差し入れなかった場合には、当社は、当該店頭外国為替証拠金取引を決済するため、任意に、お客さまの計算において建玉の決済を行うことができます。(お客さまが店頭外国為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)

(9) 取引証拠金の返還

お客さまが上記(4)で出金可能となる証拠金の返還を請求したときは、原則として請求の4営業日以内に返還します。

3. 決済に伴う金銭の授受

(1) 受渡決済の場合

取引対象の通貨を、当該取引通貨の約定価格に基づいて算出された受渡決済価額にて、これを授受します。

(2) 差金決済の場合

決済に伴う顧客と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

「決済日 (Value Date)」に確定した売建玉と買建玉の取引組合せにおいて、

取引対象通貨の取引数量×約定価格差。

(注) 約定価格差とは、反対売買に係る約定価格と当該反対売買の対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

(3) スワップポイントの場合

建玉のロールオーバーによって発生するスワップポイントは、決済日 (Value Date) に現金残高として加算・減算します。

4. 益金に係る税金

2012年1月1日以降、個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイントの収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問合せ下さい。

■ 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客さまが当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

（1）取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の取引概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の「口座開設申込書/口座設定確認書」をご提出下さい。

b. 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に店頭外国為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書「口座開設申込書/口座設定確認書」を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

（2）注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の指定する時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

当社は注文を受けたときは、当社がその取引相手方となって取引を成立させます。（相対取引）

a. 通貨ペア

b. 売買の別

c. 新規・決済の別

d. 注文数量

e. 注文の種類、および関連する事項

f. 注文レート

g. 注文の有効期限

h. その他、お客さまの指示によることとされている事項

(3) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社が証拠金を受け入れたときは、電磁的方法にてお客さまにこれを通知します。

(4) 建玉の結了

建玉を結了するには、お客さまの指定するところに従い、最終決済をする必要があります。なお、建玉の結了方法は、各商品の取引要綱に準じます。

(5) 両建て

両建ては、お客さまの指定するところに従い行うことは可能ですが、お客さまにとって、オファー価格とビッド価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担する可能性があること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあるため、当社ではお勧めしておりません。また、決済注文を行う際、新規注文として注文入力を行った場合、結果として両建てとなることとなりますので、ご注意ください。

(6) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書および残高報告書（以下、「取引報告書等」という）をお客さまに交付します。

(7) 手数料

当社の手数料は、各商品の取引要綱のとおりです。

(8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高等を記載した取引報告書等を作成して、電磁的方法によりお客さまに交付します。

(9) 電磁的方法による書面の交付

当社から書面の交付は、原則として電磁的方法により交付いたしますので、その旨ご承諾ください。

(10) その他

当社からお客さまへの通知書や報告書の内容は、当社がお客さまの閲覧に供した後、速やかにご確認ください。特に、日次の取引報告書等の内容は、その報告書の作成基準日の翌営業日までに、ご照会やご異議の申し立て等がない場合には、その内容においてお客さまがご了承いただいたものとします。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくはカスタマーデスクにお尋ね下さい。

TEL. 0120-30-8806

■ 口座開設済のお客さま

○取引等に関するお問合せの方

平日 午前 07:00～午後 11:00

※暗証番号が必要となります。

○ユーザーID・パスワードをお忘れの方

平日 午前 07:00～午後 11:00

■ 口座開設をご検討中のお客さま

平日 午前 08:00～午後 07:00

■ 店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限り、）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）

- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは従業員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（顧客が個人の場合は、想定元本の4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

■ 当社の概要

1. 当社の概要

会社名	セントラル短資FX株式会社（英文社名 Central Tanshi FX Co., Ltd.）
所在地	〒108-6314 東京都港区三田3-5-27 三田ツインビル西館14F
TEL	03-5419-3300（代表）
URL	http://www.central-tanshifx.com/
設立	2002年3月
資本金	1,319,650,000円
主要株主	セントラル短資株式会社／日短キャピタルグループ株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社／株式会社クレディセゾン 株式会社三井住友銀行／野村證券株式会社
代表者	代表取締役社長 松本 一榮
業務内容	金融商品取引業（第一種金融商品取引業）
登録番号	関東財務局長（金商）第278号
兼業業務	○外国為替証拠金取引トレードシステムの提供・運営 ○外国為替の情報配信サービス
加入する協会	一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号1504）

2. 当社への連絡方法

代表電話	TEL. 03-5419-3300（平日 午前09:00～午後05:00）
カスタマーデスク	
TEL. 0120-30-8806	Eメール: support@central-tanshifx.com
お問い合わせフォーム: http://www.central-tanshifx.com/support/about/	
■ 口座開設済のお客さま	
○取引等に関するお問合せの方 平日 午前07:00～午後11:00 ※暗証番号が必要となります。	○ユーザーID・パスワードをお忘れの方 平日 午前07:00～午後11:00
■ 口座開設をご検討中のお客さま	平日 午前08:00～午後07:00
苦情受付窓口 お客さま相談窓口	
TEL. 0120-92-2788（平日 午前09:00～午後05:00）	Eメール: compliance@central-tanshifx.com

店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

■ 指定紛争解決機関の連絡先

苦情処理・紛争解決における指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）	
電話番号	0120-64-5005（フリーダイヤル）
URL	https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html
東京事務所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館
大阪事務所	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

■ 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- 維持証拠金（いじしょうきん）
建玉を維持する為に必要な証拠金をいいます。
- 受渡決済（うけわたしけっさい）
店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取るにより決済する方法をいいます。
- 売建玉（うりたてぎょく）
売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- オファー [アスク]
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で買い付けることができます。
- 買建玉（かいたてぎょく）
買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- カバー取引（カバーとりひき）
金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。
- 強制充当（きょうせいじゅうとう）
取引口座において通貨別の口座資産に不足額が生じている場合、不足額が生じている口座資産を両替することにより当該不足金を相殺充当することをいいます。強制充当はお客さまの口座の損失の拡大防止を目的とし、別途規定する当社基準に基づき行われます。
- 強制ロスカット（きょうせいロスカット）
お客さまの損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客さまの建玉を強制的に決済することをいいます。
- 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）
店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- 決済注文（けっさいちゅうもん） [仕切注文] [しきりちゅうもん]
建玉を最終決済するために行う取引をいいます。
- 決済日（けっさいび）
外国為替の銀行間取引市場における通貨交換日のことで、資金の決済日をいいます。通常、取引日の2営業日後となります。この決済日のことをバリューデート(Value Date)ともいいます。
- 口座間振替（こうざかんふりかえ）
同一名義の異商品口座間でお客さまの証拠金の一部または全部を振り替えることをいいます。
- 口座資産（こうざしさん）
当社の取引口座内において、現金残高に実現予定損益を加算または減算した金額をいいます。現金及び決済日に現金化予定の確定損益額の合計額です。
- 口座清算価値（こうざせいさんかち）
口座資産に評価損益を加算または減算し、当該数値から出金依頼額を減算したものをいいます。
- 最終決済（さいしゅうけっさい）

差金決済または受渡決済のいずれかをいいます。

- 裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- 差金決済（さきんけつさい）
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- 自動売買取引（じどうばいばいとりひき）
システムトレードともいい、お客さまがあらかじめ選択したストラテジに従って自動で行う売買取引をいいます。
- 実現予定損益（じつげんよていそんえき）
当社取引において、差金決済が終了したことにより確定した損失及び利益で、決済日を迎えないことにより、未だ現金化されていない金額をいいます。
- 証拠金維持率（しょうこきんいじりつ）
お客さまの口座清算価値と維持証拠金の割合を示したものです。
証拠金維持率は次の計算式にて求められます。
証拠金維持率（%）＝口座清算価値÷維持証拠金×100
- 新規注文（しんきちゅうもん）
新たに発注する買建玉あるいは売建玉注文のことをいいます。
- ストラテジ
自動売買取引を行う際、あらかじめその取引方法等をプログラム化したものをいいます。
- スワップポイント
店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。
- 建玉（たてぎょく）
新規注文により約定した取引のうち、最終決済の取引が成立していないものをいいます。
- デリバティブ取引（デリバティブとりひき）
その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- 店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうこきんとりひき）
通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
- 店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）
店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。
- 店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）
金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
- 特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券などに対する投資に係る専門的知識及び経験を有する店頭外国為替証拠金取引説明書
機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出
ることができ、一部の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

- 取引証拠金（とりひきしょうきん）
先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。
- 値洗い（ねあらい）
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い評価替えを行い、評価損益を算出する手続きをいいます。
- ビッド
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまは
その価格で売り付けることができます。
- 必要証拠金（ひつようしょうきん）
新規取引を開始するために必要な証拠金。イニシャルマージンともいいます。
- 評価損益（ひょうかそんえき）
買建玉あるいは売建玉に係る評価益又は評価損で、時価により算出されたものをいいます。
- 両建て（りょうだて）
同一の商品、同一の通貨組合せで買建玉と売建玉を同時に持つことをいいます。
- ロールオーバー
店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉の決済日を繰り延べることを
いいます。

約款／取引規定・取引要綱

店頭外国為替証拠金取引

目次

店頭外国為替証拠金取引約款	17-26
17 本約款の目的／第1条（取引口座）／第2条（最終決済） 第1項 第1号～第3号	
18 第2条（最終決済） 第1項 第4号／第3条（決済日・ロールオーバー）／第4条（売買注文の受付およびシステム使用）／第5条（注文の指示）	
19 第6条（注文の受付）／第7条（日付処理）／第8条（取引証拠金の取扱）／第9条（証拠金率）	
20 第10条（建玉の保有制限）／第11条（取引報告書等の交付）／第12条（取引条件の変更）／第13条（諸料金等）／第14条（期限の利益の喪失）	
21 第15条（本人確認）／第16条（解約） 第1項・第2項 第1号～第8号	
22 第16条（解約） 第2項 第8号-第13号／第17条（当社による清算）／第18条（強制ロスカット・強制充当）／	
23 第19条（差引計算）／第20条（取引証拠金等の処分）／第21条（遅延損害金の支払い）／第22条（債券譲渡等の禁止）／第23条（報告）／第24条（届出事項の変更）／第25条（監督官庁等への報告）／	
24 第26条（免責事項）／第27条（損害賠償の制限）	
25 第28条（取引条件変更の通知）／第29条（取引サービス中止および廃止）／第30条（通知および書類送付）／第31条（クーリングオフ制度）／第32条（本約款の変更）／第33条（取引規定）／第34条（分離可能性）／第35条（適用法）／第36条（合意管轄）	
FXダイレクトプラス取引規定	27-28
27 第1条（本規定の適用等）／第2条（本商品の定義）／第3条（取引時間）／第4条（注文数量）第5条／（建玉の保有制限）／第6条（証拠金の受入・支払）／第7条（取引報告書等）／第8条（取引規定の変更通知）／（第9条（遅延損害金の料率）	
FXダイレクトプラス取引要綱	29-35
29-32 【取引要綱について】	
32-33 【取引要綱について】／【定義と執行方法】	
34-35 【取引通貨ペア一覧】	
外国為替のリスク	36-38
36-38 外国為替のリスク	
お客様の個人情報のお取り扱いについて	38-39
38-39 お客様の個人情報のお取り扱いについて	

店頭外国為替証拠金取引約款

(本約款の目的)

店頭外国為替証拠金取引約款（以下、「本約款」という）は、セントラル短資FX株式会社（以下、「当社」という）とお客さまの間で行う、店頭外国為替証拠金取引の権利義務関係および両者がともに従うべき条件を定めるものです。お客さまと当社とは、別途定める「店頭外国為替証拠金取引説明書」および「取引規定」ならびに「取引要綱」（以下、「取引規定等」という）に規定する取扱通貨ペア、証拠金率等により取引するものとします。

お客さまは当社から説明を受けた、金融商品取引法（以下、「金商法」という）第2条第22項第1号に定める店頭デリバティブ取引、特に「店頭外国為替証拠金取引」の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分にご理解の上、お客さまの判断と責任において取引を行っていただくものとします。

第1条（取引口座）

お客さまは、取引を行うに際し店頭外国為替証拠金取引口座（以下、「取引口座」という）を開設するものとします。取引口座の開設において、金商法その他の関係法令および一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、本約款に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途店頭外国為替証拠金取引に関する口座設定確認書を差し入れるものとします。

2. 取引口座は、お客さまが当社との間で行う取引証拠金につき、各「取引規定等」に定める証拠金率等を管理するものとします。
3. 取引証拠金のお客さまへのお支払いは、原則としてお客さまの個別指示によってのみ行えるものとします。ただし、本約款に別段の定めがある場合を除きます。
4. 取引口座は、各商品に原則一名義一口座の設定とします。

第2条（最終決済）

お客さまが当社と行う取引の当初決済日は、銀行間市場の慣行に準じ、決済日を取引約定日の原則2営業日後とする外国為替先渡取引（スポット取引）としますが、通貨ペアによって約定日と決済日の間隔が異なる場合があるため、詳細は各「取引規定等」に定めるものとします。また、その「最終決済」方法は、お客さまの指定するところから従い、「差金決済」または「受渡決済」のいずれかによるものとし、その処理については、本項各号の定めによるものとします。

- (1) 「差金決済」による最終決済とは、売買が相殺方向にある同一通貨ペア、同一決済日、売買同額取引の対価側売買価額の相殺による決済方法で、お客さまによる決済すべき取引（複数）の指定に従い、その売買損益を取引口座に記帳します。
- (2) 「受渡決済」による最終決済とは、通貨の約定総代金の受払いによる決済方法で、お客さまによる受渡決済の指定に従い、お客さまと通貨の受渡を行います。当社は、お客さまが支払通貨価額を取引口座へ入金したことを確認した後、その対価を当該取引口座に振込むものとします。そのため、お客さまは受渡決済の指示に先立ち取引口座へお客さまの支払通貨価額をご入金いただく必要があります。受渡決済の注文は、その発注後、如何なる場合にも取消することはできません。また、お客さまの支払が遅延したことによって費用が当社に生じた場合には、お客さまはその費用を負担し、当社の請求に応じて都度お支払いいただきます。ただし、当社の故意または重過失に起因するものを除きます。
- (3) お客さまによる最終決済の指定は、原則として決済日より2営業日前の当社取引終了時までに行うものとします。なお、決済日は、取引の対象となる通貨ペアの決済を行う金融機関の休日および／または米国東部の銀行休日を勘案し、当社の裁量により決定されます。

(4) お客さまから最終決済の指定のない取引については、当社は本約款第3条に則り決済日の更新を行います。

第3条 (決済日・ロールオーバー)

最終決済の指定のない取引については、お客さまの計算において決済日とその翌営業日に更新するための手続き(以下「ロールオーバー取引」という)を当社の裁量で行うものとします。

2. ロールオーバー取引への適用レートについては、対象通貨の金利差等の市場条件を参考にして当社が指定するレートを適用するものとします。
3. ロールオーバー取引の約定日は、当初取引の決済日(当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日)の前営業日(ただし、米ドル/カナダの場合は、当初取引の決済日(当初取引以降においては、その更新されたロールオーバー取引による更新後の新決済日))とします。また、当該取引の結果生じたスワップポイントの損益(ロールオーバー損益)は、決済日の都度、お客さまの取引口座への入出金記帳により清算するものとします。
4. 前項のロールオーバー取引の決済日は、ロールオーバー取引の対象となる通貨ペアの決済場所での銀行休日および/または米国東部の銀行休日を勘案し決定されますが、これらの銀行休日は変更となる場合があり、かかる場合には、ロールオーバー取引の約定日も変更されることがあります。

第4条 (売買注文の受付およびシステム使用)

インターネット取引システム等(以下、「取引システム」という)を利用する場合は、お客さまが入力したユーザーIDとパスワードの組み合わせが当社の管理するユーザーIDとパスワードの組み合わせと一致した場合、また電話取引の場合は、お客さまが口頭で伝えた登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせが当社の管理する登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせと一致し、かつ当社の指定する方法で本人確認が出来た場合に限り、お客さまは注文が行えるものとします。

2. お客さまの注文は、取引システムの場合は、当社がその入力内容を受信した時点で注文を受け付けたものとします。また、電話による注文の場合は、当社がお客さまの発注内容の受付確認を口頭で行った時点で注文を受け付けたものとします。
3. お客さまの手違いにより約定した注文については、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、当社が提示した外国為替レートが実勢レートと大幅にかつ明白に乖離していたレート(以下、「異常レート」という)であると判断した場合、お客さまに事前に通知することなく、当該異常レートに起因するお客さまの注文の執行・約定を行わず、および/または約定した取引を取消できるものとします。また、係る処理については、当社の合理的な裁量に基づいて行うものとし、お客さまは予めそれに同意するものとします。
5. お客さまのユーザーID、パスワードおよび取引口座はお客さま自身に限り使用することができ、お客さまは第三者に貸与または譲渡することはできないものとします。お客さまが、これらを第三者に貸与または譲渡された場合、または、不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受または盗聴等によりこれらが第三者に漏洩した場合等により、第三者が注文または指示を行った場合には、当該注文はお客さま自身による注文または指示として扱われるものとし、これに起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、すべてお客さまが責を負うものとします。
6. あらかじめ取引システムを利用するための機器または回線等をお客さまの責任において準備することとし、取引システムの全体または一部分を、コピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスクアSEMBル、または変更しないものとします。

第5条 (注文の指示)

注文は以下の項目を、必要に応じお客さまが指示するものとします。

- (1) 通貨ペア
- (2) 売買の別
- (3) 新規・決済の別
- (4) 注文数量
- (5) 注文の種類、および関連する事項
- (6) 注文レート
- (7) 注文の有効期限
- (8) その他、お客さまの指示によることとされている事項

第6条（注文の受付）

注文の受付は、当社が各「取引規定等」に定めた時間内に行うものとします。

2. 当社は、経済情勢や市場慣行等の変化を鑑み、前項に係る時間を原則として通貨ペアごとに設定および変更できるものとします。なお、その詳細は各「取引規定等」に定めることとし、変更の場合は本約款第28条に準じお客さま宛に通知するものとします。

第7条（日付処理）

成立した取引の約定日は、お客さまの注文に係る取引の成立を当社が確認した日とします。

2. 前項に規定する約定日は、原則として、米国東部における取引終了時を基準とし、当日の米国東部時間午後05:00から翌日の米国東部時間午後05:00迄を1日として処理するものとします。ただし、月曜日は東京時間午前07:00以降の約定が同日の約定となるものとします。
3. 当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係からお客さまの注文に係る約定日が日本時間における日付と異なる場合があることに、お客さまは予め同意するものとします。

第8条（取引証拠金の取扱）

取引証拠金の取扱については、第1条および第9条、ならびに各「取引規定等」による他、本項各号の定めによるものとします。

- (1) お客さまからお預かりする取引証拠金には、利息が付かないものとします。
- (2) お客さまが当社に預託する取引証拠金については、お客さまは当社の定める方法により、取引口座にこれを預託するものとします。
- (3) お客さまが預託した取引証拠金については、当社は金商法第37条の5に則った取引証拠金の受領に係る書面を発行し、当社の定める方法でお客さまに交付するものとします。
- (4) 取引口座への取引証拠金の入金については、お客さまご本人が当社指定の金融機関口座への送金振込により行うものとします。取引証拠金として受入可能な通貨は、各「取引規定等」に定める日本円または外貨とします。
- (5) 取引口座から取引証拠金の出金については、当社はお客さまが送金受取口座としてあらかじめ指定した金融機関口座へ送金振込により行うものとします。お客さまへの送金振込については、原則として、各「取引規定等」に定める期間内に行うものとします。なお、お客さまが送金受取口座として指定できる金融機関は、日本国内に開設の口座に限り設定することができ、各通貨につきそれぞれ1口座まで指定することができます。なお、当社は、出金に係る手続きを、銀行法第15条第1項に規定された休日には行わないものとします。
- (6) お客さまの取引口座において発生した債務に対し不足金が生じた場合、その債務の弁済は、お客さまが当社に有する他のいずれの口座からも充当できるものとします。

第9条（証拠金率）

お客さまは、当社が各「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した必要証拠金以上の金額を、取

引証拠金として、取引を行うに先立ち当社に預託するものとします。

2. 当社は各「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した維持証拠金以上の金額を、第2条第1項第4号に規定する「最終決済の指定のない取引」につき徴求するものとします。
3. 両建取引における証拠金は、各通貨ペアの売建玉の合計と買建玉の合計とを比較し、建玉の合計の多い方に対して証拠金を算出するものとします。
4. 当社は、経済情勢等の変化に伴い、その裁量により証拠金率を変更できるものとし、これを変更したときは、本約款第2条で規定する最終決済の指定のない建玉の証拠金に対しても、原則として即時変更後の証拠金率を適用できるものとします。

第10条（建玉の保有制限）

お客様の建玉の保有は、各「取引規定等」で規定された範囲内とします。

第11条（取引報告書等の交付）

日次または月次の取引報告書および残高報告書を、取引の約定日および決済日ならびにお客様が預託した現金の額が変動した日付、または毎月の最終営業日に係る日付で交付します。

2. 各通貨の金額を当該通貨以外の通貨により表示する換算レートには、対象通貨の金利差等の市場条件を参考にして当社の指定するレートを用いるものとします。ただし、米国の祝日等の場合は、当社の裁量により、合理的な数値を換算レートに用いるものとします。
3. 取引報告書および残高報告書の記載項目は、金商法に定めるところによりますが、その他の記載項目あるいは様式は、その使用目的、法令を阻害しない範囲内で当社の裁量により変更できるものとします。
4. 当社からお客様への通知書や報告書の内容は、当社がお客様の閲覧に供した後、お客様は速やかにご確認いただくものとします。特に、本条第1項に定める日次の取引報告書および残高報告書の内容は、その報告書の対象となる営業日の翌営業日までに当社に対し、照会または異議の申し立て等がない場合、その内容につきお客様がご了承いただいたものとみなします。

第12条（取引条件の変更）

天変地異、戦争、政変、同盟罷業、外貨事情・市場の急変等やむを得ないと認められる事由により当社が個別の取引条件に関し合理的な変更を行なった場合には、お客様はその措置に従うものとします。

第13条（諸料金等）

お客様は、当社に対し、当社が各「取引規定等」に定める手数料を支払うものとします。また、手数料は当社の裁量で随時変更できるものとし、変更のあった場合には第28条に準じお客様宛に通知するものとします。

2. お客様が負担すべき公租公課、その他の賦課金、および当社所定の手数を当社が代わりに負担する場合には、当社がその請求を行い次第、当社の定める期限および方法により、お客様は支払うものとします。
3. 前項に関わらず、当社がお客様に対し当該お客様の指示により例外的な取扱いを行った場合には、当該お客様は当社が要した費用を負担するものとします。

第14条（期限の利益の喪失）

お客様について本項各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する債務について期限の利益を当然失い、直ちに債務を弁済するものとします。

- (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、申立人が誰であるかを問わない。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) お客様の取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差

押の命令または通知が發送されたとき。

- (4) お客様の取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき。
- (5) 外国の法令に基づく上記各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) 心身機能の重度な低下により、取引の継続が著しく困難または不可能となったとき。
- (8) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となったとき。

第 15 条 (本人確認)

取引口座の開設にあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令（以下、「犯罪収益移転防止法等」という）所定の方法により、本人確認を行います。

2. 取引口座の開設後、犯罪収益移転防止法等所定の本人確認が必要な場合、または当社が必要と判断した場合、当社はお客さまに対し、再度当社が指定する本人確認書類の提出を請求いたします。この提出がなされない場合、当社はその裁量により当該お客様の取引を制限することができるものとします。

第 16 条 (解約)

お客様が、本項各号のいずれかに該当する場合、当社は本約款に基づく契約を解約できるものとします。

- (1) お客様が当社に対し当社との取引の解約を申し入れたとき、または当社がお客さまに対しお客さまとの取引の解約の申し出をしたとき。
- (2) 第 32 条に定める本約款の変更にお客さまが同意しないとき。
2. お客様が、本項各号のいずれかに該当する場合、または本約款第 14 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、当社はお客さまに事前に通告することなく、直ちに取引を停止し、本約款に基づく契約は解約できるものとします。
 - (1) 取引口座の名義人が存在しないことが明らかとなったとき、または、取引口座の名義人の意思によらず取引口座開設されたことが明らかとなったとき。
 - (2) 取引口座開設時の届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または、取引口座開設時の提出資料が真正でないことが判明したとき。
 - (3) お客様の取引口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、または、その惧れがあると認められるとき。
 - (4) 第 15 条第 2 項に基づき、当社がお客さまに再度の本人確認書類の提出を求めたにも拘わらず、その提出がなされないとき（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客様お届けの住所へ發送した提出を求める通知書が不着となり当社に返送された場合、および／またはお届けの電話番号等への連絡が取れない場合等を含みます）。
 - (5) お客様の当社に対する債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
 - (6) お客様の当社に対する債務のみならず、お客様が債権者に対して差し入れている担保の目的物について、差押または競売手続きの開始があったとき。なお、外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合も含むものとします。
 - (7) いずれかの通貨の取引証拠金が残高不足となったとき。
 - (8) お客様が次のイ乃至へのいずれかに該当したと当社が合理的に判断したとき。
 - イ. 暴力団
 - ロ. 暴力団員

- ハ. 暴力団準構成員
 - ニ. 暴力団関係企業
 - ホ. 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等
 - ヘ. イ乃至ホに準ずる反社会的勢力であると当社が認める者
- (9) お客さまが当社との取引または取引に関する連絡等において、自ら、または第三者を利用して脅迫的・威迫的な言動をし、もしくは暴力を用いたとき、当社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返したとき、または風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害したとき、その他のこれらに類する行為・言動をされたとき。
- (10) お客さまが、当社が提供する取引システム（プログラム等を含む。）または取引システムを利用するための機器・回線（システム機器、通信機器、端末機器、接続回線を含む。）等の利用にあたり、取引システム以外のツールを用いた場合を含め、本約款および「取引規定等」で当社が想定している以外の方法を用いたと当社が判断したとき、または取引システムでは通常実行できないような方法を行ったと当社が判断したとき。
- (11) お客さまが、当社のウェブサイト、取引システム等を含む当社の業務の運営もしくは維持に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為を行ったと当社が判断したとき。
- (12) お客さまが本約款または「取引規定等」に違反したと当社が合理的に判断したとき。
- (13) 前各号の他、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。

第 17 条（当社による清算）

第 16 条の事由により解約となる場合は、本項各号に定める事項をもって当社とお客さまの契約は解除されるものとします。

- (1) お客さまが第 16 条のいずれかに該当し、期限の利益を喪失したと認められる場合、当社はお客さまに事前に通知することなく当社の裁量で、お客さまが当社との間で行っているすべての取引につき、お客さまの計算において最終決済を行うことについて、お客さまは異議を述べないものとします。
- (2) 前号の最終決済を行った結果、お客さまが預託された証拠金以上の損失が生じた場合には、お客さまは当社にその額に相当する金銭を当社からの催告なくして直ちに支払うものとします。
- (3) 解約時においてお客さまの注文に係る未決済勘定が残存する場合、またはお客さまの当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は引き続き効力を有するものとします。
- (4) 前号の場合において、取引口座に残高があるときの処理方法・処理の時期については、当社の裁量によるものとします。
- (5) 前号に基づく処理をした場合、当社の要した費用はお客さまの負担とし、その清算については、当社は予めお客さまに通知することなく、当社がお客さまに支払うべき債務残高からの差引により清算することができるものとします。

第 18 条（強制ロスカット・強制充当）

お客さまの取引口座が債務超過に陥ったとき、または債務超過に陥る危険が高いと判断されるときには、当社はお客さまの損失の拡大防止を目的として、当社の裁量によりお客さまの未決済建玉の全部をお客さまの計算において最終決済し、またはその時点において未だ約定していないお客さまの注文の全部を当社の裁量により取り消すことができるものとし、お客さまはこれに異議を述べないものとします（以下、「強制ロスカット」という）。かかる最終決済を行った結果、お客さまに当社に対する債務が生じた場合、お客さまは当社にその額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

- 2. 強制ロスカットの発動条件については、各「取引規定等」に規定するものとします。

3. 相場変動により、強制ロスカットの発動条件よりも実勢水準が大きく乖離した場合、お客さまにとって不利な価格により約定する場合がありますことにお客さまは異議を述べないものとします。
4. お客さまの取引口座が各「取引規定等」に定める水準に陥ったときは、当社はお客さまの債務超過の拡大防止を目的として、取引口座内にある外貨の取引証拠金については円貨を基準に清算できるものとします（以下、「強制充当」という）。
5. 強制充当を行った結果、お客さまに当社に対する債務が生じた場合、お客さまは当社にその額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第 19 条（差引計算）

第 14 条、または第 16 条に規定する期限の利益の喪失その他の事由によって、お客さまが当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社はお客さまの債務とお客さまが当社に対して有する債権を、その履行期限にかかわらず相殺することができるものとします。

2. 前項の相殺を行う場合には、当社は事前に通知することなく、当社の裁量により、お客さまに代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、本約款第 21 条に準じるものとします。また差引計算を行う際に、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する換算レートについては、当社指定の換算レートを適用するものとします。

第 20 条（取引証拠金等の処分）

お客さまが本約款に基づき当社に差し入れる取引証拠金等はすべて、お客さまが当社に対して負担する全債務を共通に担保するものとします。

2. お客さまが当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、お客さまの取引証拠金等は、商品種類、取引口座等の実務便宜上の区分に拘らず、その全体を当社がその裁量で処分できるものとし、この場合すべて第 19 条に準じて取り扱われることにお客さまは異議を述べないこととします。
3. お客さまの当社に対する債務の弁済または第 19 条による差引計算を行う場合、当社の担保物の処分価額がお客さまの債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により担保物を充当できるものとし、かかる充当を行った後、お客さまは当社に対する残債の支払義務を負うものとします。

第 21 条（遅延損害金の支払）

お客さまが、当社に対する債務の履行を怠ったときは、お客さまは当社に対し、履行期日の翌日（当該日を含む）より履行の日（当該日を含む）まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金を支払うものとします。

第 22 条（債権譲渡等の禁止）

お客さまが当社に対して有する債権は、第三者に譲渡、質入れまたはその他の処分ができないものとします。

第 23 条（報告）

第 14 条第 1 項各号（ただし第 6 号および第 8 号を除く）および第 16 条第 2 項第 6 号のいずれかの事由が生じた場合には、お客さまは当社に対し、直ちに書面をもってその旨の報告をするものとします。

第 24 条（届出事項の変更）

当社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、電子メールアドレス、住所、事務所の所在地、連絡先または金融機関口座その他の事項に変更があった場合、お客さまは当社に対し、直ちに当社所定の方法でその旨の届出をするものとします。

第 25 条（監督官庁等への報告）

お客さまは、当社が法令等に基づき要求される場合、お客さまに事前に通知することなく、お客さまの取引内容等を当社が政府機関等宛てに報告することに異議を述べないものとします。また、お客さまは当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力する義務を負うものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関し、お客さまに発生した費用、およびお客さまに発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

第26条（免責事項）

以下の各号に掲げる事由によりお客さまが被る損害について、当社は免責されるものとします。

- (1) 本約款第12条に定める事由により取引の執行、現物の受渡、金銭の授受、預託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
- (2) 外国為替市場の閉鎖・休場規則の変更等の事由により当社が注文に応じ得なかったことにより生じた損害。
- (3) 国内の休日または当社の取引時間外のために、お客さまの注文に当社が応じ得ないことにより生じる損害。
- (4) 電信、インターネット、電話回線、携帯電話設備もしくは郵便等の通信手段における誤謬または遅延等、お客さまのコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末等の故障または誤作動、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障または誤作動、通信回線のトラブル等、取引に関係する一切のシステムに係る障害その他の当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害および損失ならびに当社の故意または重大な過失によらない当社のコンピューターシステム、ソフトウェア等の故障および誤作動により生じた損害および損失。
- (5) 通信回線及び通信機器、システム機器等の瑕疵又は障害（天変地異等の不可抗力によるものを含む）、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延、コンピュータウイルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により生じた損害又は損失。
- (6) 当社の推奨環境ではない状態で、取引を行ったことによる損害又は損失。
- (7) 当社が提示する外国為替レートが異常レートであったために、お客さまの注文を執行・約定せず、または約定した取引を取消したことにより生じた損害および損失。
- (8) お客さまの誤発注、誤操作により生じる損害又は損失。なお、誤発注、誤操作には、お客さまの錯誤によりシステムの選択を誤ったことに起因する事由も含まれます。
- (9) 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行なわれたことにより生じた損害。
- (10) その事由の如何を問わず、あらかじめ当社に届け出ているパスワードと入力されたパスワードが一致したことにより行なわれた取引、また電話取引の場合は、お客さまが口頭で伝えた登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせが、当社が管理する登録顧客氏名と取引口座番号の組み合わせと一致し、かつ当社所定の本人確認が出来たことにより行なわれた取引について生じた損害および損失。
- (11) 当社は、当社および第三者が提供するマーケット・外国為替レートの状況および予測等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性または適時性を一切保証するものではないため、お客さまが、当社および第三者から提供される情報もしくは分析に依拠した結果被る可能性のある直接的損害、間接的損害、派生的損害またはその他一切の損害および損失。
- (12) その他、当社の責めに帰すことのできない事由の発生による損害又は損失。

第27条（損害賠償の制限）

当社の責めに帰すべき事由があった場合でも、その事由の如何に関わらず、お客さまの得べかりし利益については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 28 条（取引条件変更の通知）

本約款または各「取引規定等」において、お客さまと当社との取引に係わる取引条件に重要な変更があるときは、当社は原則としてウェブサイトで公示し、電子メール等で、その内容を通知するものとします。

第 29 条（取引サービス中止および廃止）

やむを得ない事情がある場合、第 28 条および第 30 条の規定に従った公示およびお客さまに対する事前の通知により、当社はサービスの全部又は一部の提供を中止または廃止することができるものとし、お客さまはこのことをあらかじめ了承するものとします。

2. お客さまは、前項により公示・通知された取引サービスの中止・廃止日までに、すべての取引につき、最終決済を行うことをあらかじめ了承するものとします。
3. お客さまは、当該中止・廃止日までにお客さまの取引について最終決済が行われない場合は、当社の裁量で、お客さまの計算において最終決済を行うことをあらかじめ了承するものとします。

第 30 条（通知および書類送付）

当社がお客さまに対して取引に係る通知を行う場合またはお客さまに対して取引報告書等の書類を送付する場合には、当社の選択により、お客さまがあらかじめ届け出た住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等の連絡先のいずれかに通知を行い、または書類もしくは電子情報を送付することができるものとします。

2. お客さまに対する通知、またはお客さまに対して送付した書類が、お客さまの連絡先に係る届出の不備、お客さまの不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、または到達しなかった場合には、当社の行った通知、または当社の送付した書類もしくは電子情報は、通常到達すべきときに到達したものとします。

第 31 条（クーリングオフ制度）

お客さまは取引を行うにあたり、本約款および各「取引規定等」の内容を十分に理解したうえで、当社に口座設定確認書を提出するものとします。当社は口座設定確認書をもって、お客さまが自己の責任と判断によって取引を行うものとし、取引の性格上クーリングオフは出来ないものとします。また、お客さまはこれに対し異議を述べないものとします。

第 32 条（本約款の変更）

本約款は関係する法令等が変更される場合、または当社の裁量により、予告なく改定されることがあります。本約款の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申入れがあった場合において、お客さまが所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、お客さまがその変更に同意したものと当社がみなします。

第 33 条（取引規定）

本約款と取引規定との内容が異なる場合には、取引規定の内容が優先するものとします。

第 34 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項が無効または違法となった場合にも、その無効または違法は本約款の他の条項に影響せず、本約款の他の条項はすべて全面的に有効性があるものとします。

第 35 条（適用法）

本約款は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

第 36 条（合意管轄）

お客さまの取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的な裁判管轄に服するものとします。

発効日 2002年04月01日
改定日 2004年04月19日
改定日 2006年02月20日
改定日 2007年09月30日
改定日 2007年12月03日
改定日 2008年08月11日
改定日 2009年03月16日
改定日 2010年07月26日
改定日 2012年04月02日
改定日 2012年10月01日
改定日 2012年11月05日
改定日 2013年01月21日

FXダイレクトプラス取引規定

第1条（本規定の適用等）

FXダイレクトプラス取引規定（以下、「本規定」という）は、お客さまがセントラル短資FX株式会社（以下、「当社」という）との間で行うFXダイレクトプラス（以下、「本商品」という）の取引に関するお客さまと当社との取り決めです。お客さまが、当社と本商品のお取引をいただくにあたり、店頭外国為替証拠金取引約款（以下、「約款」という）への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただくものとします。

第2条（本商品の定義）

本商品は、約款および「店頭外国為替証拠金取引説明書」ならびに別途規定する「FXダイレクトプラス取引要綱」（以下、「取引要綱」という）に規定された方法に従い、当社とお客さまとの相対で行う店頭外国為替証拠金取引をいいます。

2. 本商品は、取引要綱に定める取扱通貨ペアを同要綱に定める証拠金率により取引できるものとし、最終決済方法は、約款第2条に定める「差金決済」または「受渡決済」によるものとします。
3. 最終決済指定の締切時限は、約款第2条第1項第3号に定めるところに従うものとします。

第3条（取引時間）

取引時間は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の取引時間内とします。

2. 当社は約款第12条に定める事由により、その裁量で取引時間を変更できるものとします。

第4条（注文数量）

お客さまが一度に発注できる注文数量は、「取引要綱」に定める最大注文可能数量とします。

2. 注文数量は、「取引要綱」に定める取引単位の整数倍単位とします。
3. 新規注文に必要な証拠金は、「取引要綱」で規定する証拠金率より算定される金額とします。

第5条（建玉の保有制限）

本商品の取引により生じた未決済建玉の円換算合計額は、「取引要綱」に規定する「建玉保有制限」の限度額以内の額とします。

第6条（証拠金の受入・支払）

お客さまが本商品の取引を行うに当り必要な証拠金の取扱いについては、約款第8条第1項第4号及び第5号で定める送金振込みによる通貨の受払いの他、当社に開設している他商品のお取引口座の残高からの振替により、本商品の取引口座へ受払いができるものとします。

第7条（取引報告書等）

本商品の取引報告書または残高報告書には、約定した取引内容、手数料等の諸費用、未決済建玉、実現損益、実現予定損益、お客さまが預託する現金の額、必要証拠金額、超過証拠金ならびに口座清算価値等が記載されるものとします。ただし、約款第11条第3項に従い、当社の裁量により記載項目あるいは様式の変更は適宜行えるものとします。

第8条（取引規定の変更通知）

本規定の変更およびお客さまの異議申し立てについては、約款第28条および第32条に準じるものとします。

第9条（遅延損害金の料率）

約款第21条に定める遅延損害金の料率は、14.6%とします。

発効日 2012年06月25日

改定日 2012年10月01日

改定日 2013年1月21日

FXダイレクトプラス取引要綱

最終改訂日：平成 25 年 1 月 21 日

【取引要綱について】

取引内容	証拠金による外国為替取引
取引方法	インターネット*1
取引時間	24 時間、日本時間の月曜日午前 07：00～土曜日午前 06：40 (米国夏時間適用時の場合、終了時間は日本時間土曜日午前 05：40) ※指値注文および逆指値注文等は、原則として取引時間外であっても注文を行うことができます。ただし、メンテナンス時間中は除きます。
メンテナンス時間	火曜日～金曜日の午前 06：55～午前 07：10 および土曜日午前 06：40～午前 07：10 (米国夏時間適用時の場合、火曜日～金曜日午前 05：55～午前 06：10 および土曜日午前 05：40～午前 06：10) ※メンテナンス時間中は、注文および約定ならびにクリック入金を行うことができません。
最終決済方法	差金決済および受渡決済
両建て注文	可能
取引提示価格の 最小単位	対円通貨の場合：小数点以下 3 桁 外貨同士の組み合わせの場合：小数点以下 5 桁
口座維持費用	無料 ※口座維持の管理上、3 ヶ月にわたり現金残高がない場合はログイン制限をさせていただきます場合があります。
取引手数料	無料
入金手数料	【ATM または金融機関窓口等からの入金手数料】 お客さまの負担とさせていただきます。なお、金額については、ご利用の金融機関に直接お問い合わせください。 【当社即時入金サービス「クリック入金」からの入金手数料】 当社にて負担させていただきます。なお、取扱通貨は、日本円のみとなります。
出金手数料	【日本円の場合】 <お客さまの受取口座>

出金手数料	金融機関名	送金手数料
	全金融機関	無料（当社負担）
	(注) 「旧ゆうちょ銀行口座番号（記号・番号）」のご登録では、当社から出金することができません。 (注) 「振込用の店名・預金種目・口座番号」は、「ゆうちょ銀行」のホームページをご確認ください。	
	【外貨の場合】＜お客さまの受取口座＞	
	金融機関名	送金手数料
	三井住友銀行 全店	無料
	みずほ銀行 全店	無料
	みずほコーポレート銀行 全店	無料
	三菱東京UFJ銀行 本店	無料
	三菱東京UFJ銀行 その他支店	1,000 円
その他の金融機関	1,500 円	
(注) 外貨送金の場合、受取り先金融機関にてリフティングチャージが発生する場合があります。リフティングチャージは金融機関により異なりますので、詳細は受取り先金融機関にてお問い合わせください。		
顧客報告書 発行手数料	無料 ※郵送の場合、1 件につき 1,050 円となります。	
取引単位	1,000 通貨単位 ※オフショア中国人民元/日本円は、10,000 通貨単位	
注文種類	ストリーミング成行注文／指値注文／逆指値注文／トレール注文／IFD 注文／OCO 注文 ／IFO 注文	
取引証拠金の出金	当社受付から原則、4 銀行営業日以内（日本円の場合は通常、翌銀行営業日）	
評価レート	建玉等の評価に使用される当社指定のレート	
マージンコール	なし	
ワーニングメール	取引日終了前における証拠金維持率が 125% を割り込んだ場合に送信	

強制ロスカット	証拠金維持率が 100% を割り込んでいることを、当社システムが検知した時点で、強制的にすべての建玉を決済し、発注済の注文もすべて取消
強制充当	建玉が存在しない状態において、「マイナス通貨の口座資産」を保有し、次の計算式の値が 30% 以下となった場合※ ¹ 、強制的に「マイナス通貨の口座資産」を日本円にて両替。 強制充当の判定基準値 = (口座資産 - 出金依頼金額) $\div \text{「マイナス通貨の口座資産」} \times 100$ ※ ¹ 判定は、日本時間午前 08:00 に行います。 ※ ² 「マイナス通貨の口座資産」の数値は、絶対値にて計算します。
受渡	受渡手数料：10,000 通貨単位あたり 500 円 受渡単位：最低 10,000 通貨単位（1 取引あたり）からとなり、10,000 通貨単位毎に受渡が可能 ※受渡注文可能時間 24 時間、日本時間の月曜日午前 07:00～土曜日午前 06:40 （米国夏時間適用時の場合、終了時間は日本時間土曜日午前 05:40） ただし、メンテナンス時間中は除く。 ※受渡の取扱通貨は、日本円、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、NZ ドル、カナダドル、スイスフランの 8 通貨となります。 ※外貨の出金依頼に関し、お客さまのご依頼が午後 04:00 以降および土日祝祭日にかかる場合は、翌銀行営業日での受付とさせていただきます。
外貨両替	両替手数料：無料 両替単位：0.01 通貨単位 ※両替可能時間 月曜日：午前 07:00～翌午前 03:00 迄 （米国夏時間適用時の場合、月曜日午前 07:00～翌午前 02:00 迄） 火曜日～金曜日：午前 07:10～翌午前 03:00 迄（米国夏時間適用時の場合、火曜日～金曜日午前 06:10～翌午前 02:00 迄） ただし、メンテナンス時間中は除く。 ※外貨両替の取扱通貨は、日本円、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、NZ ドル、カナダドル、スイスフランの 8 通貨となります。 ※一回の両替上限は、外貨で 200,000 通貨単位となります。 ※外貨両替レートは、店頭外国為替証拠金取引に使用される当社レートとは異なります。 ※外貨の出金依頼に関し、お客さまのご依頼が午後 04:00 以降および土日祝祭日にかかる場合は、翌銀行営業日での受付とさせていただきます。
最大注文可能数量	3,000,000 通貨単位 （一括決済は 5,000,000 通貨単位※ ² ）

建玉保有制限	必要証拠金を円換算して1億2,000万円まで
--------	------------------------

- *1 原則としてインターネット取引となりますが、当社の判断により、それ以外の方法で取引を受け付ける場合があります。
- *2 通貨ペアの売買別の建玉合計毎となります。

<<注意事項>>

- FXダイレクトプラスは、マルチカレンシー口座（多通貨口座）を採用しております。日本円をはじめ、米ドル、ユーロ、豪ドル等主要国通貨を取引証拠金としてご利用できます。ご入金いただいた日本円以外の通貨は自動的に円換算で計算され、また注文可能金額は自動的に算出されます。
- 決済損益及びスワップ損益は、原則として当社指定のレートにて自動両替され、日本円にて実現されます。ただし、お客さまが自動両替機能の「設定しない」を選択した場合を除きます。

【定義と執行方法】

注文種類	定義と執行方法
ストリーミング成行注文	発注時の提示価格を注文価格として取引を行う注文方法です。「買注文」の場合は当社レート（オファー側）で、「売注文」の場合は当社レート（ビッド側）で執行されます。当社が注文を受け付けた時点の当社レートでの執行となるため、相場・通信環境等により、お客さまが発注した時点の当社レートと違いが生じ、お客さまにとって不利なレートで約定することがあります。ただし、お客さまが設定するスリッページの範囲を超える場合には約定しません。
指値注文	注文価格を指定する注文方法です。「買注文」の場合は当社レート（オファー側）がお客さまの指定した注文レート以下になったときに執行されます。「売注文」の場合は当社レート（ビッド側）がお客さまの指定した注文レート以上になったときに執行されます。
逆指値注文	注文価格（逆指値価格）を指定する注文方法です。「買注文」の場合は当社レート（オファー側）がお客さまの指定した注文レート以上になったときに執行されます。「売注文」の場合は当社レート（ビッド側）がお客さまの指定した注文レート以下になったときに執行されます。ただし、相場・通信環境等により、お客さまが指定した注文レートよりも不利なレートで約定することがあります。 ※特に、相場の急変時や、メンテナンス時間終了後及び週明け月曜日の始値には十分にご注意ください。
トレール注文	当社レートの変動に応じて注文レートを追従（トレール）させる注文方法で、逆指値の決済注文に対して利用することが可能です。追従（トレール）するタイミングは、原則として当社レートが5 pip 変動する毎とし、買注文の場合（売の建玉を保有している場合）は当社レートの下落に応じて注文レートを下げ、売注文の場合（買の建玉を保有している場合）は当社レートの上昇に応じて注文レートを上げることでトレール幅を維持します。ただし、相場状況等によっては、追従（トレール）するタイミングが5 pip 以上の変動とな

	場合があります。なお、注文レートに対する執行条件は、逆指値注文と同様です。 <p style="text-align: center;"><トレール注文で設定されるトレール幅について></p>												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">注文機能</th> <th style="text-align: center;">トレール幅</th> </tr> <tr> <td>・成行プラス</td> <td>2次注文の「トレール」の設定において、指定された pip 値</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">注文条件</th> <th style="text-align: center;">トレール幅</th> </tr> <tr> <td>・逆指値 ・OCO (逆指値)</td> <td>決済注文の「トレール」において、指定された pip 値</td> </tr> <tr> <td>・IFD の 1 次注文が指値/逆指値の時</td> <td>決済注文の「トレール」において、指定された pip 値</td> </tr> <tr> <td>・IFO の 1 次注文が指値/逆指値の時</td> <td>決済注文の「トレール」において、指定された pip 値</td> </tr> </table>	注文機能	トレール幅	・成行プラス	2次注文の「トレール」の設定において、指定された pip 値	注文条件	トレール幅	・逆指値 ・OCO (逆指値)	決済注文の「トレール」において、指定された pip 値	・IFD の 1 次注文が指値/逆指値の時	決済注文の「トレール」において、指定された pip 値	・IFO の 1 次注文が指値/逆指値の時	決済注文の「トレール」において、指定された pip 値
注文機能	トレール幅												
・成行プラス	2次注文の「トレール」の設定において、指定された pip 値												
注文条件	トレール幅												
・逆指値 ・OCO (逆指値)	決済注文の「トレール」において、指定された pip 値												
・IFD の 1 次注文が指値/逆指値の時	決済注文の「トレール」において、指定された pip 値												
・IFO の 1 次注文が指値/逆指値の時	決済注文の「トレール」において、指定された pip 値												
	※異常レートの発生等のシステム障害時には、注文レートの追従を停止します。 ※異常レートの取消し処理を行う場合、異常レートが発生していた期間については、注文レートの追従を停止した状態で注文執行の判定処理を行いますのでご注意ください。												
IFD 注文	新規注文と決済注文の 2 つの連続する注文を同時に設定し、新規注文が約定したら決済注文が自動的に有効になる複合型注文方法です。IFD 注文の個別の執行方法は、指値注文、逆指値注文、トレール注文の執行方法に従います。												
OCO 注文	2 つの注文を同時に設定し、一方が約定したら他方が自動的に取消される複合型注文方法です。OCO 注文の個別の執行方法は、指値注文、逆指値注文、トレール注文の執行方法に従います。												
IFO 注文	新規注文と決済注文 (OCO 注文) の連続する注文を同時に設定し、新規注文が約定したら決済注文 (OCO 注文) が自動的に有効になる複合型注文方法です。IFO 注文の個別の執行方法は、指値注文、逆指値注文、トレール注文の執行方法に従います。												
各種注文機能	<p>成行プラス 新規注文+決済注文の複合注文方法です。新規注文は成行注文、決済注文には指値注文、逆指値注文、トレール注文、OCO 注文が選択できます。</p> <p>一括決済 保有している建玉を、成行注文により全て決済 (通貨ペア・売買毎) する注文機能です。 ※発注済で約定していない決済注文がある場合、全ての決済注文が取消されます。</p> <p>建玉整理 保有している通貨ペア毎の両建の建玉に対し、売建玉・買建玉ともに当社レート (ビッド側) により成行注文として最終決済する注文機能です。</p>												

◆「当社レート」とは、提携カバー先から配信された取引提示価格を参考にして、当社基準にて決定されたレートをいいます。

【取引通貨ペア一覧】（全24通貨ペア）

取引通貨ペア	取引単位	必要証拠金 (証拠金率)	決済通貨	決済日
米ドル/円	1,000 USD	40 USD (4.0%)	日本円	2営業日
ユーロ/円	1,000 EUR	40 EUR (4.0%)	日本円	2営業日
ポンド/円	1,000 GBP	40 GBP (4.0%)	日本円	2営業日
豪ドル/円	1,000 AUD	40 AUD (4.0%)	日本円	2営業日
ランド/円	1,000 ZAR	40 ZAR (4.0%)	日本円	2営業日
スイス/円	1,000 CHF	40 CHF (4.0%)	日本円	2営業日
NZドル/円	1,000 NZD	40 NZD (4.0%)	日本円	2営業日
カナダ/円	1,000 CAD	40 CAD (4.0%)	日本円	2営業日
ユーロ/米ドル	1,000 EUR	40 EUR (4.0%)	米ドル	2営業日
豪ドル/スイス	1,000 AUD	40 AUD (4.0%)	スイスフラン	2営業日
NZドル/スイス	1,000 NZD	40 NZD (4.0%)	スイスフラン	2営業日
ポンド/米ドル	1,000 GBP	40 GBP (4.0%)	米ドル	2営業日
豪ドル/米ドル	1,000 AUD	40 AUD (4.0%)	米ドル	2営業日
NZドル/米ドル	1,000 NZD	40 NZD (4.0%)	米ドル	2営業日
米ドル/スイス	1,000 USD	40 USD (4.0%)	スイスフラン	2営業日
米ドル/カナダ	1,000 USD	40 USD (4.0%)	カナダドル	翌営業日
ユーロ/ポンド	1,000 EUR	40 EUR (4.0%)	英ポンド	2営業日
ポンド/スイス	1,000 GBP	40 GBP (4.0%)	スイスフラン	2営業日
ユーロ/スイス	1,000 EUR	40 EUR (4.0%)	スイスフラン	2営業日
オフショア中国人民元/円	10,000 CNH	1,000 CNH (10.0%)	日本円	2営業日

香港ドル/円	1,000 HKD	40 HKD (4.0%)	日本円	2営業日
ユーロ/豪ドル	1,000 EUR	40 EUR (4.0%)	豪ドル	2営業日
豪ドル/NZドル	1,000 AUD	40 AUD (4.0%)	NZドル	2営業日
SGドル/円	1,000 SGD	40 SGD (4.0%)	日本円	2営業日

- ※お取引にあたっては、表記されている通貨での取引証拠金、またはその額に相当する主要国通貨での取引証拠金が必要になります。米ドル/円を1,000通貨お取引になる場合、40米ドルまたはそれに相当する主要国通貨での取引証拠金が必要です。なお、必要証拠金を円換算する場合は、当社の基準にて決定された評価レートを使用します。
- ※主要国通貨とは日本円、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、NZドル、カナダドル、スイスフランの8通貨となります。
- ※必要証拠金は最低取引単位に対する最低必要額です（カッコ内は証拠金率）。
- ※各取引通貨ペアの維持証拠金は、証拠金率4.0%となります。

外国為替取引のリスク

外国為替には様々なリスクが伴います。お客さまは、お取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。外国為替取引は元本が保証されたものではございません。取引を開始した後に、外国為替レートがお客さまにとって不利な方向に変動した場合は、お客さまは損失を被ることとなり、市場の変動如何によっては損失の額は預託していただいた金額を上回る可能性がございます。また、外国為替取引は全てのお客さまに無条件に適しているものではありません。お客さまの取引目的、経験、知識、財政状態、財務計画など様々な観点からお客さまご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討いただくようお願い申し上げます。

1. レバレッジ効果

証拠金による外国為替取引（店頭外国為替証拠金取引）にはレバレッジ（テコの作用）による高度なリスクが伴います。取引の証拠金の額は実際の取引金額に比べて小さいため、現物取引に比べ、少額の資金で相対的に大きなポジションを取ることが可能です。市場の値動きが同じであっても、ポジションが大きくなれば、これに比例して取引損益は大きくなり、このため、口座の清算価値は大きく変動することになります。市場がお客さまのポジションに対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、レバレッジの効果を下げるには、保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは新たにご資金を預託していただく必要が生じることがあります。さらに市場がお客さまのポジションに対し急激にかつ大きく不利な方向に変動した場合、お客さまの損失の拡大を防止するため、お客さまの保有するポジションの一部あるいは全部が強制的に決済される可能性もあります。証拠金取引では、このレバレッジ効果を利用することができるため相対的に小さな預託資金で大きなポジションを保有することができ、大きな利益を得ることも可能ですが、逆に、預託した資金を全て失う、あるいは預託した資金を超える損失を被る可能性も同時に存在します。

2. 損失を限定させるための注文の効果

損失を限定することを意図した特定の注文方法（例えば”ストップ・オーダー；逆指値注文”など）は、通常の市場環境ではお客さまの損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によっては有効に機能しないことがあります。例えば、市場価格が一方向にかつ急激に変動した場合、ストップ・オーダー（逆指値注文）が意図したストップ価格よりも著しく不利な価格で成立する可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。

3. 外国為替取引の性質とリスク

当社における外国為替取引は相対取引（OTC 取引＝Over the counter 取引）によって行われます。当社は、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合とは異なり、外国為替取引に関してお客さまのカウンターパーティー（取引の相手方）として行動します。相対取引では、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と比べて取引や価格の提示が困難となる可能性があります。また、外国為替取引は証券取引や先物取引と比べて独自の市場慣行にしたがって取引されます。そのような性質から相対取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客さまが外国為替取引を開始いただく前に、各種の市場慣行と取引特性・仕組み及びリスクについてご理解いただく必要があります。

4. 信用リスク

当社における外国為替取引は相対取引によって行われます。当社では取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と異なり、外国為替取引に関してお客さまのカウンターパーティー（取引の相手方）として行動します。このため、相対取引の相手方である当社の信用状況により、損失を被ることがあります。

5. 外国為替の変動リスク

外国為替取引には、価格変動リスクが伴います。外国為替取引とは、ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、「買った通貨の値下がりリスク」また「売った通貨の値上がりリスク」が存在します。リスクの量は、為替のポジション（ある通貨の売持または買持残高）に比例しますが、特に、店頭外国為替証拠金取引では、上記のレバレッジの効果に留意なさる必要があります。リスク量は、持高で計測すべきもので、レバレッジはリスク量の指標として適切でない場合もあります。

6. 金利変動リスク

お客さまが当初決済日以降にポジションを繰延なさる場合には、決済日の更新取引（ロールオーバー取引）が行われますが、この場合、そのポジションに関わる金利差の清算も行われ、日々スワップ金利（「スワップポイント」以下スワップ金利と同意）の受払いが発生します。スワップ金利の受払いは、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、「ポジション」に変化がなくとも、その時々金利水準によってスワップ金利の受払いの金額が変動いたします。また、お客さまがポジションを決済なさるまで、スワップ金利の受払いが発生します。

7. 流動性と特殊な状況

市場の状況によっては、お客さまが保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる場合があります。外国為替市場には値幅制限はなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での国民の祝日におけるお取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、当社の通常の営業時間帯であっても価格の提示や注文の成立が困難となる場合があります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となる可能性もあります。

8. 外貨建て取引（日本円の介在しない為替取引）と通貨両替の為替リスク

決済通貨が外貨の取引にかかる利益及び損失は、当該通貨以外の通貨（日本円を含む。）に転換する際、為替レートの変動により換算される金額が変動します。また、特定通貨で預託している資金を口座内の通貨両替によって他の通貨に転換する際にも、同様に為替レートの変動によるリスクが存在します。

9. 預託された資金

外国為替の相対取引には、取引所で行われる株式や先物などの取引とは異なり、公的な資産保全制度は存在しません。このため、お客さまが預託される資産は、お客さまの取引先や受託銀行の信用リスクに晒されることとなります。当社は、お客さまからお預かりした資産の全てをお客さま名義の信託口座に再預託（区分管理）することでお預かりした資産の保全を図っておりますが、このことは当社が破綻した場合に、お預かりした資産の全額についてお客さまが優先弁済を受けられることを保証するものではありません。万一、当社が破綻した場合には、お客さまは信託口座に再預託（区分管理）された部分について優先的に弁済を受け、その他の部分については当社一般債権者と同列に扱われることとなります。

10. 電子取引システムの利用

電子取引システムを利用したお取引には、電話でのお取引とは異なる独自のリスクが存在します。電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付には人手を介さないため、お客さまが売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立する可能性があります。電子取引システムは、お客さまご自身の通信機器の故障、回線等の障害、情報ベンダーの配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的または一定期間にわたって利用できない状況となる可能性があります。電子取引システム上の価格情報に表示される価格は、必ずしも市場の実勢を正確に表示しているとは限りません。市場が急激に変動した場合や、インターネット環境の状況により価格情報が遅れ気味となり、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。

す。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することにより、お客さまに損失が発生する可能性があります。

11. 売買注文のキャンセル

売買注文は、その注文が約定するまではキャンセルすることができますが、一度約定した売買注文をキャンセルすることはできません。尚、お取引の開始に際しては、取引の仕組み及びリスクについて十分にご理解いただくようお願い申し上げます。

お客さまの個人情報のお取り扱いについて

セントラル短資FX株式会社

個人情報保護管理者

リスク管理室長

Tel : 03-5419-3300

1. 当社はお客さまの口座開設にあたり、いただいた全ての情報を以下の目的のみで利用し、それ以外の目的には一切利用いたしません。
 - (1) 店頭外国為替証拠金取引の勧誘・案内および受託業務のため
 - (2) 当社または関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売およびその案内のため
 - (3) 各種金融商品の口座開設など、金融商品やサービスの申込みの受付のため
 - (4) 適合性の原則に照らした商品・サービス提供の妥当性を判断するため
 - (5) お客さまご本人であることまたはご本人の代理人であることを確認するため
 - (6) お客さまに対し、取引内容、証拠金残高などの報告を行うため
 - (7) お客さまとのお取引に関する事務を行うため
 - (8) お客さまへ商品発送をするにあたり、百貨店・量販店などにお客さま情報を連絡するため
 - (9) お客さま向け優待サービスの管理のため
 - (10) 市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究、開発のため
 - (11) お客さまとの契約や法律などに基づく権利の行使や義務の履行のため
 - (12) お問い合わせ、ご相談などの対応のため
 - (13) その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に遂行するため
2. 当社では、前記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ公正な手段により、例えば、以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。
 - 口座開設申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類などにより直接提供される場合
(ご本人からの申込書などの書面の提出、ご本人からのWebなどの画面へのデータ入力)
3. 当社は、お客さまの書面による同意をいただいている場合や法令等に基づく場合を除き、お客さまの個人情報を第三者に対して提供いたしません。
4. 上記利用目的において当社が個人情報の保護措置を講じたうえで個人情報を委託先企業に提供し、当該委託先企業が利用することがあります。当社がその一部又は全部を当社の提携企業に委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当社では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

- 商品発送に関わる業務
- お客さま向け優待サービスの管理に関わる業務

5. 当社は、お客さまからダイレクトメールの発送・発信およびメールマガジンの配信中止のお申し出があった時は、遅滞なく以後のご案内を中止する措置をとります。中止をご希望されるお客さまは、当社カスタマーデスク（電話：0120-30-8806）までお申し出ください。
6. 口座開設にあたりお客さまにご記入（入力）していただく個人情報には必須項目と任意項目がございます。必須項目をご記入（入力）いただけない場合は口座開設に応じることができませんので、ご了承ください。
7. 当社は SSL（セキュア・ソケット・レイヤー）128bit 暗号化通信を採用することで、お客さまに関する情報が盗まれたり改ざんされたりすることから保護しています。
8. クッキー・ウェブビーコンについて

（1）クッキーについて

クッキーとは、お客さまがウェブサイトを訪れた時にお客さまのコンピュータに送信されるデータのことです。当社ホームページでは、サイト解析やお客さまが当社ページに再訪された際により便利に閲覧していただくため、一部のページでクッキーの仕組みを利用しています。クッキーにより、当社ページでお客さまがお使いのコンピュータを識別できるようになります。またお客さまは、ご自身に関する情報の収集を希望されない場合は、コンピュータでお使いのブラウザの設定を、クッキーが送られてきたときに通知するようにしたり、クッキーの受けとりを拒否するようにできます。ただし、その結果、当社ページの一部機能がご利用になれなくなる場合があります。

このほか、当社の広告の効果を改善するために当社ページの利用状況を把握したり、閲覧・行動履歴等を用いた行動ターゲティング広告を行う目的でクッキーを利用する場合があります。

（2）ウェブビーコンについて

ウェブビーコンとは、HTML 画像をウェブサイトや HTML メールに埋め込み、それらをお客さまが閲覧した際に、その閲覧情報をウェブサーバ側に記録する仕組みのことです。お客さまの当社ページや当社から配信する HTML メールのご利用状況を調査し、お客さまへのサービスの向上等に役立てるために、ウェブビーコンの技術を利用する場合があります。

9. 個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、第三者への提供の停止については、下記個人情報お問合せ窓口までお願いいたします。

【お問合わせ窓口】

お客さま相談窓口	0120-92-2788 （平日 午前 09：00～午後 05：00）
----------	--